

運委参第448号

平成24年11月30日

海上保安学校長 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

引船第十二喜多丸転覆事故に係る勧告について

本事故は、輪島港において、北北東～北東風約10m/s及び波高約3mの状況下、みうらが出港作業中、第十二喜多丸が第八喜多丸と共にみうらの出港支援のえい航作業中、第十二喜多丸が、みうらの船首部にえい航索を取ってえい航していたところ、第十二喜多丸のえい航索張力が復原力を超えたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。

また、貴校では、みうらに対し、得ていた気象情報に基づく注意喚起が適切に行われず、また、危険を避けるための助言や指示が適切に行われなかったことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、みうらの運航の安全を確保するため、貴校に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

貴校は、学生及び研修生の教育訓練のため、みうらの周年派遣を受けていることを踏まえ、みうらによる安全な乗船実習を実施するため、学校長を中心とした明確な組織を定め、平素からの事故防止及び安全指導、気象情報や航行警報等の安全運航上必要な情報の共有、乗船実習中のみうらの運航状況の把握、緊急時の連絡及び支援を確実に実施する総合的な管理体制を整備すること。